

第99回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時

開催場所 富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店 2階BOTホール
(裏表紙のご案内図をご覧ください。)

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前通り株主の皆さまにお送りしております。



目次	第99回定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	6
	第1号議案 剰余金の処分の件	6
	第2号議案 定款一部変更の件	8
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	15
	第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	23
	第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	28
	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	29
	第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	30
	事業報告	33
	計算書類	51
	連結計算書類	53
	監査報告書	55

株主の皆さまへ



代表取締役頭取

中沖 雄

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第99回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

私ども地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動向の変化等に加え、資源価格の高騰や為替相場の変動の他、トランプ政権の政策やそれを受けた海外情勢の動向など、依然として先行き不透明な状況にあります。

こうした中、当行は第7次中期経営計画のもと、当行のパーパス（存在意義）として、「地域を愛し、お客さまに常に寄り添い続け、最も頼りにされる銀行の実現」を目指してまいります。

また、地域と共に歩む金融機関として、地域経済への資金供給に留まることなく、お客さまの多様なニーズにお応えできる情報提供や課題解決を深化させ、引き続き地域活性化とSDGsの実現に向けて取り組むとともに、令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨で被災された皆さまに寄り添いながら復旧・復興支援に全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2025年5月

経営理念

- 健全経営を維持しお客さまから信頼されること
- 地域経済の発展とお客さまのご繁栄を通して社会貢献を図ること
- 創造性、自発性を尊重し明るい企業文化を創ること

証券コード8365
2025年6月6日

(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

富山県高岡市下関町3番1号

株 式 会 社 富 山 銀 行

取締役頭取 中 沖 雄

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

https://www.toyamabank.co.jp/pages/kabunushi/kabushiki.htm#sec_01



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）に「富山銀行」またはコードに「8365」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店2階BOTホール
3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2)当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

② 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

③ 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

1.事業報告

- ①業務の適正を確保する体制 ②特定完全子会社に関する事項 ③親会社等との間の取引に関する事項
④会計参与に関する事項 ⑤その他

2.計算書類

- ①株主資本等変動計算書 ②個別注記表

3.連結計算書類

- ①連結株主資本等変動計算書 ②連結注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 **2025年6月27日(金曜日)午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 **2025年6月26日(木曜日)午後5時20分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 **2025年6月26日(木曜日)午後5時20分まで**

パソコンまたはスマートフォンから当行指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンを利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間 9：00～21：00

インターネットによる議決権行使について

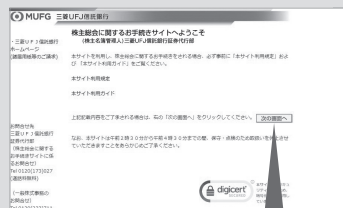
議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

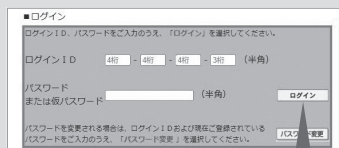
議決権行使ウェブサイトアドレス▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



「ログイン用QRコード」
はこちら

議決権行使書副票（右側）

議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、**2025年6月26日（木曜日）の午後5時20分まで**に行行使されるようお願いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第99期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円 総額133,190,025円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

【第2号議案から第7号議案に共通する参考事項】

当行は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。本招集ご通知の8ページから32ページに記載の第2号議案から第7号議案は、いずれも移行に関する議案ですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の概要および当行が監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行する理由についてご説明申し上げます。

■監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。
- 監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除きます。）に関与します。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選任・解任や報酬について、株主総会で意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員会設置会社は、監査役会設置会社に比べ、監督機能がより強化されております。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等において、取締役会の決議により法定のものを除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、取締役会の適切な監督のもとで、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。

■監査等委員会設置会社への移行理由

当行は、監査等委員会設置会社へ移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含みます。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能をより強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

■第2号議案から第7号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」において、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任をそれぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める必要があることから、第5号議案では監査等委員以外の取締役の報酬額を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬額を、また、第7号議案では取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定を、それぞれご提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当行は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に 대응する体制の構築を目指すとともに、取締役会の業務執行権限の一部を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで、経営の意思決定および業務執行の更なる迅速化を可能とする体制の構築を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、当行定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) その他、上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) 第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第12条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 (条文省略)	第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第20条 (取締役の員数) 当銀行の取締役は、<u>15名以内とする。</u> (新 設) 第21条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)	第4章 取締役および取締役会 第20条 (取締役の員数) 当銀行の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>12名以内とする。</u> ② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u> 第21条 (取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第22条 (取締役の任期) 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) 第23条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第24条～第25条 (条文省略) 第26条 (取締役会の招集) 取締役会は、取締役頭取が招集してその議長となる。取締役頭取事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。 ② 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第23条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第24条～第25条 (現行どおり) 第26条 (取締役会の招集通知) 取締役会は、取締役頭取が招集してその議長となる。<u>取締役頭取に事故があるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>がこれに当る。 ② 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会</u>を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第27条（取締役会の決議方法等）取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 ② 当銀行は、取締役会の決議事項について、<u>取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> （新 設） （新 設） 第28条（取締役会の議事録）取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。	第27条（取締役会の決議の方法）取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 （削 除） 第28条（取締役会の決議の省略）取締役の<u>全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> 第29条（取締役への委任）当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u> 第30条（取締役会の議事録）取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。 第30条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 第31条 (監査役の員数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。 第32条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 当銀行は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。 ③ 前項の補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	第31条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u> 第32条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第33条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第33条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u> 第34条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって<u>常勤の監査役を選定する。</u> 第35条 (監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、会日の5日前に各監査役に対して発する。 ② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</u> 第36条 (監査役会の決議) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除) 第34条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u> 第35条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> 第36条 (監査等委員会の決議の方法) 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第37条 （監査役会の議事録）監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 （新 設） 第38条 （監査役の報酬等）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第39条 （監査役の責任限定契約）当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第6章 会計監査人 第40条～第41条（条文省略） 第7章 計 算 第42条～第45条（条文省略） 以 上	第37条 （監査等委員会の議事録）監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 第38条 （監査等委員会規則）監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 （削 除） （削 除） 第6章 会計監査人 第39条～第40条（現行どおり） 第7章 計 算 第41条～第44条（現行どおり） 以 上

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役8名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	なかおき ゆう 中沖 雄 再任	代表取締役頭取
2	もりなが としひろ 森永 利宏 再任	取締役 専務執行役員
3	た か だ きょうすけ 高田 恭介 再任	取締役 専務執行役員
4	てら お しんいち 寺尾 晋一 再任	取締役
5	すえ たけ しん ご 末武 真吾 再任	取締役
6	か ね だ た く や 金田 卓也 再任	取締役
7	にし お か ひろ の り 西岡 浩紀 新任	執行役員
8	おお さ わ ま こ と 大澤 眞 再任 社外	社外取締役
9	の だ ま き こ 野田 万起子 再任 社外	社外取締役

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
1	なか おき ゆう 中 沖 雄 (1962年7月18日生)	1986年 4月 株式会社日本興業銀行入行 1990年 8月 同行ニューヨーク支店 1991年 8月 同行企業金融開発部 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第6部 2002年 9月 みずほ証券株式会社ストラクチャードファイナンスグループ不動産投資銀行部長 2016年 4月 同社執行役員グローバル投資銀行部門担当 2019年 3月 同社執行役員退任 2019年 5月 同社退職 2019年 6月 当行入行常務取締役企業金融部長 2020年 5月 当行取締役頭取（現任）	17,642株
	《取締役候補者とした理由》 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）において、投資銀行業務に従事した後、みずほ証券株式会社において、グローバル投資銀行部門担当役員として、企業金融・投資銀行分野において活躍するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。2020年5月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
2	もり なが とし ひろ 森 永 利 宏 (1961年12月11日生)	1984年 4月 当行入行 2005年 4月 当行総合企画部調査役兼監査部検査役 2006年12月 当行総合企画部リスク統括室長 2009年 5月 当行総合企画部リスク統括室長（部長待遇） 2010年 6月 当行経営企画室長兼総合企画部リスク統括室長 2011年 6月 当行取締役経営企画室長兼総合企画部長 2017年 6月 当行常務取締役総合企画部長 2025年 1月 当行取締役専務執行役員（現任）	9,042株
	<<取締役候補者とした理由>> 企画部門のほか、リスク管理部門、市場金融部門などに携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2011年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3	たか だ きょう すけ 高 田 恭 介 (1958年11月2日生)	1982年 4 月 日本銀行入行 2006年 7 月 同行秋田支店長 2010年 7 月 同行金融機構局上席考査役 2011年 6 月 同行札幌支店長 2013年 1 月 名古屋鉄道株式会社事業企画部付部長 2013年 6 月 同社取締役鉄道事業本部副本部長 2015年 6 月 同社常務取締役ＣＦＯ（財務部長） 2017年 6 月 同社専務取締役ＣＦＯ兼経営戦略担当 2019年 6 月 矢作建設工業株式会社代表取締役副社長 2023年 6 月 当行監査役 2024年 6 月 当行取締役執行役員 2025年 1 月 当行取締役専務執行役員（現任）	558株
	《取締役候補者とした理由》 日本銀行において秋田支店長や札幌支店長、金融機構局上席考査役など重要ポストを 歴任し、同行退職後は名古屋鉄道株式会社、矢作建設工業株式会社において企業経営、 財務部門に携わるなど、金融・経営・財務分野における高い見識と豊富な経験を有し ております。また、2023年6月から監査役、2024年6月から取締役に務め、その職 務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことによ り、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
4	てら お しん いち 寺 尾 晋 一 (1963年4月2日生)	1987年 4 月 株式会社三菱銀行入行 1996年 4 月 株式会社東京三菱銀行ニューヨーク支店 2005年12月 東京三菱ウェルスマネジメント証券株式会社 2016年 1 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ウェルスマネジメント戦略部 2017年 4 月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 国際事業統括部 2023年 1 月 当行入行 営業統括部参与 2023年 6 月 当行執行役員金融商品サービス室担当 2024年 1 月 当行執行役員リスク統括室担当 2024年 6 月 当行取締役執行役員リスク統括室担当（現任）	1,153株
	《取締役候補者とした理由》 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）、東京三菱ウェルスマネジメント証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社において、海外ディーリング部門、ウェルスマネジメント部門、海外現地法人のリスク等管理部門に携わるなど、金融・リスク管理における高い見識と豊富な経験を有しております。また、2023年6月から執行役員、2024年6月から取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		
5	すえ たけ しん ご 末 武 真 吾 (1971年3月25日生)	1994年 4 月 当行入行 2011年 4 月 当行営業統括部企画役 2014年12月 当行金沢事務所長兼営業統括部企画役 2017年 2 月 当行金沢営業部長 2020年 6 月 当行取締役金沢営業部長 2021年 6 月 当行執行役員金沢営業部長 2023年 6 月 当行取締役執行役員金沢営業部長 2024年 2 月 当行取締役執行役員営業統括部長（現任）	5,364株
	《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、営業統括部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2020年6月から取締役、2021年6月から執行役員、2023年6月から取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
6	かね だ たく や 金 田 卓 也 (1971年3月14日生)	1993年 4月 当行入行 2010年 4月 当行本店営業部次長 2011年 6月 当行駅南支店長 2014年 6月 当行砺波支店長兼砺波チューリップ支店長 2016年 4月 当行営業統括部次長 2019年 9月 当行経営管理部長 2021年 6月 当行執行役員経営管理部長 2023年 6月 当行取締役執行役員経営管理部長（現任）	4,912株
	<<取締役候補者とした理由>> 営業部門のほか、営業統括部門、人事・総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2021年6月から執行役員、2023年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		
7	新任 にし おか ひろ のり 西 岡 浩 紀 (1968年1月29日生)	1990年 4月 当行入行 2009年 2月 当行事務部企画役 2016年 4月 当行富山支店副支店長 2017年 2月 当行審査部資産査定管理室長 2020年 6月 当行監査部次長 2022年10月 当行事務部長 2024年 6月 当行執行役員事務部長（現任）	958株
	<<取締役候補者とした理由>> 事務部門のほか、監査部門、審査部門、営業部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2024年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
8	社外 おお さわ まこと 大 澤 真 (1959年2月20日生)	1981年 4月 日本銀行入行 1990年 5月 国際通貨基金アジア局出向 1993年 5月 日本銀行金融研究所副調査役・調査役 1997年 6月 同行ロンドン事務所次長 1999年 6月 同行金融市場局金融市場課長 2003年 6月 同行那覇支店長 2006年 9月 プライスウォーターハウスクーパース入社 2008年 9月 同社パートナー（事業再生、金融、ファミリービジネス、ヘルスケア、ホスピタリティ担当） 2012年 2月 株式会社フィーモ代表取締役（現任） 2017年 6月 当行取締役（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社フィーモ代表取締役 株式会社ロングステイネットワーク代表取締役社長 横河電機株式会社社外取締役	一 株
	<<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 日本銀行において、ロンドン事務所次長、那覇支店長などの重要ポストを歴任し、同行退職後はプライスウォーターハウスクーパースのパートナーとしてコンサルティング業務に従事するなど、金融・財務分野において国際的に活躍し、豊富な経験と高い見識を有しております。また、株式会社フィーモ、株式会社ロングステイネットワークの代表取締役として企業経営に携わっております。こうした豊富な経験と高い見識を取締役として活かすことにより、当行の経営全般に対する監督及び助言について期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
9	社外 の 野 だ 万 起 子 (1970年 8月25日生)	1993年 4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2004年 6月 同社執行役員（金融機関ネットワーク担当） 2010年 4月 同社取締役 2010年12月 Human Delight株式会社代表取締役社長 （現任） 2011年 3月 インクグロウ株式会社代表取締役社長 2015年 2月 同社取締役会長 2017年 2月 同社取締役退任 2017年 6月 当行取締役（現任） <重要な兼職の状況> Human Delight株式会社代表取締役社長 キーウェアソリューションズ株式会社社外取 締役	一 株
	<<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 株式会社ベンチャー・リンクにおいて、長年にわたり全国の地域金融機関の支援業務 を担当するなど、金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、 同社退職後は、Human Delight株式会社の代表取締役社長として、企業経営にも携わ っております。こうした豊富な経験と高い見識を取締役として活かすことにより、当 行の経営全般に対する監督及び助言について期待できると判断し、引き続き社外取締 役候補者としました。		

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大澤眞、野田万起子の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大澤眞、野田万起子の両氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当行は大澤眞、野田万起子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に
届け出ております。
5. 当行は、大澤眞、野田万起子の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定す
る責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限
度額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定でありま
す。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	お だ しげる 織田 茂 新任	監査部長
2	か い げ たくみ 海下 巧 新任 社外	社外監査役
3	に っ た ようたろう 新田 洋太郎 新任 社外	社外監査役
4	やまぐち しょうぞう 山口 省蔵 新任 社外	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
1	新任 お だ しげる 織 田 茂 (1960年8月27日生)	1984年 4 月 当行入行 2005年 9 月 当行新湊支店次長 2008年 4 月 当行大沢野支店長 2009年 5 月 当行総合企画部次長 2017年 5 月 当行監査部長（現任）	200株
	<<監査等委員である取締役候補者とした理由>> 当行において、営業部門のほか、企画部門、監査部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験を活かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を的確・公正に遂行でき、当行の経営に貢献できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。		
2	新任 社外 かい げ たくみ 海 下 巧 (1967年4月4日生)	1992年 4 月 花王株式会社入社 2004年12月 新日本監査法人入社 2007年 5 月 公認会計士登録 2016年 7 月 新日本有限責任監査法人退所 2016年10月 海下巧公認会計士事務所開設（現任） 2018年 8 月 監査法人彌栄会計社 社員登用 2021年 2 月 当行仮監査役 2021年 6 月 当行監査役（現任） <重要な兼職の状況> 海下巧公認会計士事務所所長	— 株
	<<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）において、公認会計士として従事し、会計の専門知識や上場企業監査等の豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての財務・会計の専門知識と高い見識を活かすことにより、当行の経営全般に対する的確な監査・監督が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3	新任 社外 につ た ようたろう 新 田 洋太郎 (1984年9月14日生)	2010年 4 月 中部ガス株式会社入社 2016年 3 月 同社退社 2016年 3 月 日本海ガス株式会社入社 2018年 3 月 同社取締役エネルギーソリューション本部副 本部長兼営業統括部長 2020年 3 月 同社代表取締役 2020年 3 月 日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表 取締役社長（現任） 2020年 6 月 株式会社日本海ラボ代表取締役社長（現任） 2021年 6 月 当行監査役（現任） 2025年 3 月 日本海ガス株式会社代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> 日本海ガス株式会社代表取締役社長 日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表 取締役社長 株式会社日本海ラボ代表取締役社長	— 株
		<<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 日本海ガス絆ホールディングス株式会社等の代表取締役社長として、企業経営に携わり、企業経営に関する高い見識と幅広い経験を有しております。こうした高い見識と幅広い経験を活かすことにより、当行の経営全般に対する的確な監査・監督が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
4	新任 社外 やま ぐち しやう ぞう 山 口 省 蔵 (1963年12月30日生)	1987年 4 月 日本銀行入行 2009年 6 月 同行京都支店次長 2011年 7 月 同行金融高度化センター企画グループ長 2013年 4 月 同行金融高度化センター副センター長 2018年 8 月 同行退職 2018年 9 月 株式会社金融経営研究所設立 代表取締役所 長（現任） 2023年 8 月 特定非営利活動法人金融IT協会理事長（現 任） <重要な兼職の状況> 株式会社金融経営研究所代表取締役所長	— 株
	<<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 日本銀行において、金融高度化センター副センター長など重要なポストを歴任し、同 行退職後は株式会社金融経営研究所を設立、同所代表取締役所長として企業経営に、 また、金融IT協会においてIT・DX分野に携わるなど、金融・企業経営・IT・DXに関 する高い見識と幅広い経験を有しております。こうした高い見識と幅広い経験を活か すことにより、当行の経営全般に対する的確な監査・監督が期待できることから、監 査等委員である社外取締役候補者としました。		

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 海下巧氏、新田洋太郎氏、山口省蔵氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当行は海下巧、新田洋太郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に
届け出ております。また、山口省蔵氏の選任が承認された場合、同氏を同様に独立役員として指定し
同取引所に届け出する予定であります。
4. 海下巧氏の当行社外監査役在任期間は本總會終結の時をもって4年4か月、新田洋太郎氏の当行社外
監査役在任期間は本總會終結の時をもって4年となります。
5. 当行は、海下巧、新田洋太郎の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定す
る責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限
度額としており、本總會において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定でありま
す。また、山口省蔵氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であり
ます。

(ご参考)

取締役の経験と専門性（スキルマトリックス）※定時株主総会後予定

氏 名		職 位	企業 経営	ガバナ ンス	経営 戦略	マーケティング ・営業	法務・ コンプライアンス	リスク マネジ メント	財務 会計	システム IT/DX	人材育成・ ダイバーシティ	ESG・ SDGs
取締役会	中沖 雄	取締役頭取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	森永 利宏	取締役 専務執行役員		○	○		○	○	○			
	高田 恭介	取締役 専務執行役員	○	○	○			○	○	○	○	○
	寺尾 晋一	取締役 常務執行役員		○	○		○	○				
	末武 真吾	取締役			○	○						
	金田 卓也	取締役			○	○					○	○
	西岡 浩紀	取締役					○	○		○		
	大澤 眞	社外取締役	○	○				○	○			○
	野田 万起子	社外取締役	○	○		○					○	○
	織田 茂	取締役 監査等委員		○			○		○			
	海下 巧	社外取締役 監査等委員					○		○			
	新田 洋太郎	社外取締役 監査等委員	○	○	○	○		○				○
	山口 省蔵	社外取締役 監査等委員	○	○	○			○		○	○	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当行の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議され、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、同業他社等の報酬水準及び昨今の経済情勢等を勘案して、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。）と定めることについてご承認をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て取締役会で決定していることから、相当であると考えております。また、本総会終結後の取締役会で、事業報告「2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（2）会社役員に対する報酬等」に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」について、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。

取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役は9名（うち社外取締役は2名。）となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、同業他社等の報酬水準及び昨今の経済情勢等を勘案して、年額60百万円以内と定めることについてご承認をお願いいたしますと存じます。

本議案につきましては、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て取締役会で決定していることから、相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名。）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当行の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会において、年額20百万円以内（これにより発行又は付与される株式数は年8千株以内。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することについてご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は、同業他社等の報酬水準及び昨今の経済情勢等を勘案し、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、これにより発行又は処分される当行の普通株式の総数は、昨今の当行の株価も踏まえて、年2万株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、その比率に応じて調整する。）といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

上記の譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決された場合の報酬額（年額200百万円。）とは別枠とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案に基づき付与される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。

現在の対象取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとい

たします。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当行と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといいますが、その概要は次のとおりです。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当行の取締役その他当行の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当行の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当行の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当行は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当行の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当行は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当行は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当行の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記（1）の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要しない場合においては、当行の取締役会。）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記（5）に規定する場合においては、当行は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(譲渡制限付株式を付与することが相当である理由)

本議案は、対象取締役に行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

当行は、本総会終了後の取締役会で、事業報告「2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（2）会社役員に対する報酬等」に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」について、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更などを予定しておりますが、譲渡制限付株式の内容等について変更の予定はなく本議案の内容は改定後の当該方針に基づき譲渡制限付株式を付与するために必要かつ相当なものとなっています。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年3月31日時点）に占める割合は0.36%とその希薄化率は軽微であり、本議案の内容は社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て取締役会で決定しています。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

第99期事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

金融経済環境

当期の国内経済は、為替変動や資源価格の上昇が続く中、輸出・生産ともにおおむね横ばいで推移し、個人消費は雇用や所得環境の改善を背景に持ち直しの動きがみられ、一部に足踏みが残るものの緩やかな回復の動きとなりました。

富山県経済は、横ばいの動きとなりました。製造業では、医薬品を中心とする化学工業の生産は増加し、プラスチック、アルミニウム、パルプ・紙・紙加工品、繊維、一般機械工業は横ばいに推移し、鉄鋼業は減少しました。製造業以外では情報サービス業が堅調に推移しました。

金融面では、日本銀行による金融政策変更により、短期金利は0.4%を超える水準まで上昇しました。長期金利も政策金利の引き上げなどを受けて、期末には1.5%近傍まで上昇しました。

当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、本年度よりスタートさせた第7次中期経営計画「Change & Challenge」のもと、「地域を愛し、お客さまに常に寄り添い続け、最も頼りにされる銀行を実現します」をパーパス（存在意義）とし、5つの重点戦略（①トップラインおよび課題解決力の強化 ②効率経営の追求 ③人的資本投資の深化 ④強固な経営基盤の確立 ⑤IR・ブランディングの浸透）に、全役職員が一致団結して取り組みました。

個人のお客さまには、お客さま本位の業務運営を基本に、お客さまのニーズや利益にかなう商品プランの提案や各種セミナーを開催するなど、当行独自の幅広いコンサルティング活動に積極的に取り組んでまいりました。

法人のお客さまには、資金供給に留まることなく、経営改善・事業再生支援の実施、情報提供や各種サービスの提供に積極的に取り組んでまいりました。2024年11月には一般社団法人日本CIS認定協会と提携し、企業成長に必要不可欠な人材育成サービスの提供を開始しました。本サ

ービスは、お客さまごとに人材育成のオリジナルマニュアルを作成しており、業種・職種を問わない人材育成の支援に取り組めました。当行はお客さまの企業価値向上に貢献できるよう、各種分野で専門性の高い企業との業務提携を通じた情報提供や多様なサービスの紹介など、幅広いご相談にお応えする「地域商社」としての機能を強化し、お客さまや地域社会の課題解決に積極的に取り組んでまいりました。

当行は2024年2月1日をもちまして、創立70周年を迎えました。これまでの皆さまの温かいご支援に感謝するとともに、これからも明るい未来・夢・希望のある地元に密着した銀行の実現を目指して70周年事業を開催しました。2024年7月には稲荷公園（富山市）と高岡古城公園（高岡市）の2か所において「全店一斉ボランティア清掃活動」を実施し、約330名の役職員が地域への感謝を込めて清掃活動を行いました。11月には富山オーバード・ホールにおいて「創立70周年記念コンサート」を開催し、当行オフィシャルパートナーである、テノール・オペラ歌手の澤武紀行氏や氷見第九合唱団、富山県警察音楽隊が出演し、美しい歌声や演奏に、約2,000人の聴衆が聞き入り、日ごろのご愛顧に対して感謝の気持ちを伝える機会となりました。

企業の社会的責任（CSR）の取り組みとして、持続可能な地域社会とSDGsの実現に向けた様々な活動を行ってまいりました。2024年10月には、北陸地域の金融機関、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社と共催で「北陸地域脱炭素セミナー」を開催しました。12月には、SDGsを通じた地域課題解決に取り組む企業を支援するコンテストとして「TOYAMA SDGs AWARD」を一昨年、昨年に続き開催しました。本企画は、SDGsに資する優れたビジネスプランを表彰することで、地域の新たなビジネスの創出を促進し、地域活性化と地域における雇用増加を目的としております。

企業の人材不足の課題解決や地域活性化に向けた活動として、2024年7月には、アスリート人材採用を中心とした人材マッチングの提供を推進する、「アスリート人材採用コンソーシアム※」を結成しました（※アスリート人材採用コンソーシアム：株式会社ドリームキャリア、株式会社チューリップテレビ、一般社団法人富山ドリームス、当行の4者で組成された人材マッチング支援体制）。10月には、若者たちが地域の課題解決につながるビジネスプランを発表する「とやまワカモノ・サミット2024」が富山県主催で開催され、当行は特別協賛企業として、富山県の若者が起業体験をするプログラムの支援等を行いました。

このほか、地元大学への寄付講義や、株式会社日本保育サービスが実施する首都圏在住の小学生が富山県の自然の中で酪農体験や伝統工芸体験等を通じて富山県の伝統文化や産業の魅力に触れる夏休み体験プログラム「自然のドア」の企画・運営に協力するなど、次代を担う子どもたち

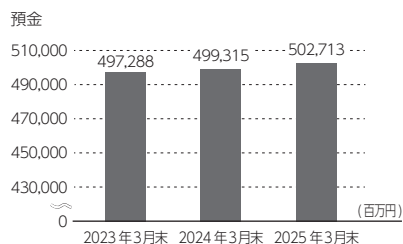
への金融経済教育を通じ、金融リテラシーの向上に積極的に取組んだほか、環境保全面では「自然環境保全ボランティア活動」や、「スーパークールビズ」「通年ノーネクタイ」などの実施による節電や地球温暖化防止活動へ積極的に取組んでまいりました。

また、「令和6年能登半島地震」および「令和6年奥能登豪雨」により被害を受けられたお客さまへの支援相談・要望に応えるため、特別相談窓口を設置し、被災された皆さまに寄り添いながら、復興支援に取り組んでまいりました。

当行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

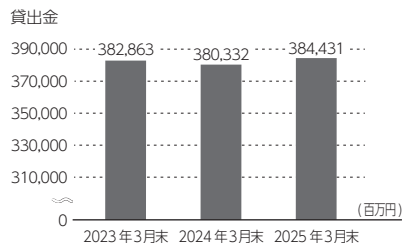
・預金

預金は、法人預金が増加したことから、期中3,397百万円増加して、502,713百万円となりました。



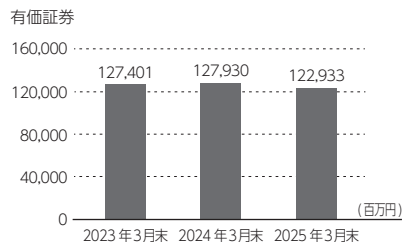
・貸出金

貸出金は、中小企業等貸出金が増加したことから、期中4,098百万円増加して、384,431百万円となりました。



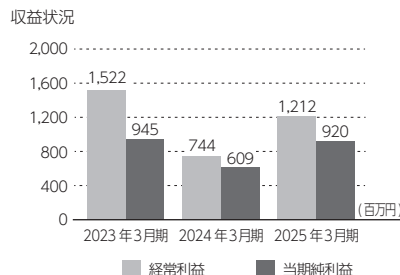
・有価証券

有価証券は、金利リスクに配慮するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期中4,997百万円減少して、122,933百万円となりました。



・収益状況

経常収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、前期比438百万円減少して8,069百万円となりました。経常費用は、与信費用が減少したこと等から、前期比907百万円減少して6,856百万円となりました。この結果、経常利益は前期比468百万円増加して1,212百万円となり、当期純利益は前期比310百万円増加して920百万円となりました。



対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動向の変化、それに伴う金融資産の移動・事業所の減少等による競争の激化、海外情勢の影響による資源価格の高騰や為替相場の変動など、依然として先行き不透明な状況にあります。また、異業種による銀行業務への参入やデジタル化の進展による新たな金融サービス等の進化にも直面しております。加えて、令和6年能登半島地震ならびに令和6年奥能登豪雨の影響への支援や復旧、復興に向けて、お客さまの状況にあわせた資金繰り支援や販路拡大支援などの各種支援や地域社会の持続可能な発展に向けて、いっそうの金融仲介機能の発揮が求められております。

こうした中、当行は、第7次中期経営計画のもとパーパスの実現を目指しながら、ガバナンス態勢の強化や法令等遵守、お客さま本位の事務運営の実践及び各種リスク管理の態勢強化に取組み、地域やお客さまの課題解決を通して、地域社会の持続的な発展に貢献し、すべてのステークホルダーの皆さまから信頼され必要とされ続けるよう努めます。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスを最重要な経営の柱と認識し、規律ある組織運営や経営の効率性向上のため、取締役会規則等行内規程を整備するなど、取締役の職務執行機能の強化と監視機能や監督・監査を適切に実施できる体制の整備を図っております。

また、当行の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公共性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んでおります。

- (1) 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主の皆さまを含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。

(4) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性を強化します。

(5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行います。

サステナビリティについての取組み等

＜サステナビリティについての取組み＞

当行のサステナビリティについての取組みについては、2021年1月に頭取を委員長とする「SDGs推進プロジェクト」を立ち上げ、積極的・能動的に取り組んでおります。また、気候変動のリスク・機会に関する情報開示の充実に努めるため、2022年3月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言に賛同しております。サステナビリティについての取組みは、事業報告やディスクロージャー誌等で適時、情報を開示しております。

本年度においては2024年12月に、資源エネルギー庁が立ち上げた枠組みである「省エネ・地域パートナーシップ」へパートナー金融機関として参加しました。

＜人的資本、知的財産への投資等＞

中期経営計画において、人的資本投資の深化を重点戦略とし、「持続可能な人財ポートフォリオの構築」「人財のレベル底上げと多様な専門人財の育成」「働きがいと幸福をより実感できる職場づくり」を目指し、その実現に向け取り組んでおります。

多様な人材が活躍可能な職場環境の整備を図るため、中期経営計画にもあるダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進にも積極的に取り組みました。女性活躍の推進に向けて、総合職の女性人数の数値目標（総合職の女性人数を2025年3月末までに2022年3月末比50%増とする）と男女共に育児休業取得率100%を目標とした「女性活躍推進法に基づく第Ⅲ期行動計画」を策定し、女性が管理者として活躍し能力を最大限発揮できる職場づくりに注力しました。最終年度となる2025年3月末においては、総合職の女性人数は目標比80%達成、育児休業取得率は100%となりました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	496,317	497,288	499,315	502,713
定期性預金	230,990	220,912	208,011	202,988
その他	265,327	276,376	291,304	299,725
貸 出 金	373,904	382,863	380,332	384,431
個人向け	45,343	44,429	45,215	46,071
中小企業向け	214,618	223,518	230,247	234,220
その他	113,942	114,914	104,869	104,138
有 価 証 券	142,799	127,401	127,930	122,933
国 債	39,065	21,120	19,819	19,128
その他	103,734	106,280	108,111	103,805
総 資 産	566,115	547,761	548,356	544,737
内 国 為 替 取 扱 高	1,231,871	1,289,845	1,254,099	1,256,089
外 国 為 替 取 扱 高	62百万ドル	74百万ドル	39百万ドル	32百万ドル
経 常 利 益	330	1,522	744	1,212
当 期 純 利 益	305	945	609	920
1株当たり当期純利益	56円16銭	174円69銭	112円55銭	170円97銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	8,462	10,821	10,146	9,675
経 常 利 益	376	1,602	788	1,291
親会社株主に帰属する当期純利益	333	972	632	954
包 括 利 益	△945	△1,795	1,308	△1,518
純 資 産 額	32,314	30,255	31,303	29,352
総 資 産	569,865	551,290	552,196	548,418

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	338人
平 均 年 齢	41年 9 月
平 均 勤 続 年 数	16年 0 月
平 均 給 与 月 額	361千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
高 岡 市 内	8 店 うち出張所 (ー)
富 山 市 内	13 店 (ー)
金 沢 市 内	1 店 (ー)
そ の 他 の 市 町 村	17 店 (ー)
合 計	39 店 (ー)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を10か所設置しております。

□ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	333
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
福光支店	156

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2024年度に支出した金額（税抜）に記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の 議 決 権 比 率	その他
富 山 リ ー ス 株 式 会 社	富 山 県 富 山 市 泉町1丁目1番7号	リ ー ス 業 務	百万円 20	% 53.00	—
富山保証サービス 株 式 会 社	富 山 県 高 岡 市 下関町3番1号	信 用 保 証 業 務	百万円 20	% 40.00	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現

金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2024年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
中 沖 雄	代表取締役頭取	—	—
森 永 利 宏	取締役 専務執行役員	—	—
高 田 恭 介	取締役 専務執行役員	—	—
末 武 真 吾	取締役 執行役員営業統括部長	—	—
金 田 卓 也	取締役 執行役員経営管理部長	—	—
寺 尾 晋 一	取締役 執行役員リスク統括室担当	—	—
大 澤 眞	取締役（社外）	株式会社フィーモ代表取締役 株式会社ロングステイネットワーク代表取締役社長 横河電機株式会社社外取締役	—
野 田 万起子	取締役（社外）	Human Delight株式会社代表取締役 キウエアソリューションズ株式会社社外取締役	—
佐 原 和 生	常勤監査役	—	—
海 下 巧	監査役（社外）	海下巧公認会計士事務所所長	—
新 田 洋太郎	監査役（社外）	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長 日本海ガス株式会社代表取締役社長 株式会社日本海ラボ代表取締役社長	—

- (注) 1. 社外取締役大澤眞氏及び野田万起子氏並びに社外監査役海下巧氏及び新田洋太郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 常勤監査役五十嵐郁夫氏は2024年6月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役岡部一浩氏及び佐原和生氏並びに監査役高田恭介氏は2024年6月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
4. 監査役海下巧氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ．決定方針の内容の概要

当行取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標として連結経常利益を掲げ、各事業年度の連結経常利益の値に応じて算出された額を単年度の賞与として月例の固定報酬と合算のうえ支給することとしております。業績指標として、連結経常利益を選定した理由は、当行グループの業績を最も反映し、これを改善することにより、当行グループの経営基盤がより充実すると判断したためです。業績連動報酬の額の算定方法は、前事業年度の業績を踏まえ、役位別に算定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は1. (2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

非金銭報酬は、取締役と株主との一層の価値共有を進めるため、社外取締役を除く取締役に對して譲渡制限付の株式報酬を支給することとしております。当該株式報酬の内容および株式の交付状況は、4. 当行の株式に関する事項に記載のとおりです。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、当該決定を委任された代表取締役頭取も基本的にその答申を尊重しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

また譲渡制限付株式報酬は、上記報酬額とは別枠に設定されております。株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会において年額20百万円以内（株式数8千株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額32百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当行は、2021年2月26日開催の取締役会にて代表取締役頭取中沖雄に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の職責を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は、当行グループの業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、代表取締役頭取は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。なお、株式報酬については、指名報酬委員会の答申を得て、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

④監査役の報酬

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	10名	108	92	10	5
監査役	5名	16	16	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与20百万円を支払っております。
4. 業績連動報酬として社外取締役を除く取締役に対して賞与を支給しております。
5. 非金銭報酬として社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付の株式報酬を支給しております。
6. 上記報酬等には2024年6月27日付で退任した取締役2名及び監査役2名が含まれております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 澤 眞 (社外取締役)	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
野 田 万起子 (社外取締役)	同 上
海 下 巧 (社外監査役)	同 上
新 田 洋太郎 (社外監査役)	同 上

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 澤 眞 (社外取締役)	株式会社フィーモ代表取締役、株式会社ロングステイネットワーク代表取締役社長、横河電機株式会社社外取締役であり、同社との間に特別な関係はありません。
野 田 万起子 (社外取締役)	Human Delight株式会社代表取締役、キーウェアソリューションズ株式会社社外取締役であり、同社との間に特別な関係はありません。
海 下 巧 (社外監査役)	海下巧公認会計士事務所所長であり、同事務所との間に特別な関係はありません。
新 田 洋太郎 (社外監査役)	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長、日本海ガス株式会社代表取締役社長、株式会社日本海ラボ代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

ア．取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大 澤 眞 (社外取締役)	7年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融・財務分野及び企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
野 田 万起子 (社外取締役)	7年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融業務・企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
海 下 巧 (社外監査役)	4年2か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	公認会計士としての財務・会計の専門知識と豊富な経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 洋太郎 (社外監査役)	3年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	企業経営等に関する高い見識と幅広い経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	職務の概要
大 澤 眞 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（7回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。
野 田 万起子 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（7回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			銀行の親会社等からの報酬等
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
社外役員	5名	14	14	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数及び報酬等には、2024年6月27日に退任した社外役員1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	12,000千株
	発行済株式の総数	5,444千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	6,789名
-------------	--------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社北陸銀行	233千株	4.38%
株式会社ホクタテ	178	3.35
トナミホールディングス株式会社	161	3.02
富山銀行従業員持株会	142	2.66
三協立山株式会社	140	2.63
日本海ガス絆ホールディングス株式会社	115	2.16
株式会社クスリのアオキ	110	2.06
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	96	1.80
損害保険ジャパン株式会社	94	1.76
北陸電気工業株式会社	78	1.47

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（116千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に支給した株式報酬の内容は次のとおりです。

当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であり、金銭報酬総額は年額20百万円以内、交付する当行普通株式は年8千株以内としております。譲渡制限は、払込期日から当行の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならず、譲渡制限の解除条件は、対象役員が、払込期日の属する年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制

限を解除いたします。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当行の取締役会が正当と認める理由により当行の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、役務提供期間開始日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除いたします。なお、当行は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	6名	3千株（当行普通株式）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 山田 修 指定有限責任社員 西田裕志	35	・ 当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は35百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

第99期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	30,669	預金	502,713
現金	4,898	当座預金	29,260
預け金	25,770	普通預金	261,113
有価証券	122,933	貯蓄預金	6,679
国債	19,128	通知預金	803
地方債	18,541	定期預金	199,334
社債	39,877	定期積金	3,653
株式	13,397	その他の預金	1,867
その他の証券	31,987	コールマネー	10,100
貸出金	384,431	その他負債	2,531
割引手形	1,058	未払法人税等	142
手形貸付	9,498	未払費用	198
証書貸付	327,418	前受収益	278
当座貸越	46,456	給付補てん備金	0
外国為替	676	金融派生商品	0
外国他店預け	676	リース債務	17
その他資産	536	資産除去債務	12
未収還付法人税等	11	その他の負債	1,882
前払費用	34	賞与引当金	120
未収収益	320	退職給付引当金	463
その他の資産	170	睡眠預金払戻損失引当金	7
有形固定資産	8,358	偶発損失引当金	89
建物	4,694	再評価に係る繰延税金負債	502
土地	3,254	支払承諾	972
リース資産	15	負債の部合計	517,502
建設仮勘定	131	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	261	資本金	6,730
無形固定資産	342	資本剰余金	5,690
ソフトウェア	318	資本準備金	5,690
その他の無形固定資産	24	利益剰余金	14,061
前払年金費用	714	利益準備金	1,429
繰延税金資産	1,054	その他利益剰余金	12,632
支払承諾見返	972	別途積立金	10,500
貸倒引当金	△5,953	繰越利益剰余金	2,132
		自己株式	△195
		株主資本合計	26,286
		その他有価証券評価差額金	△69
		土地再評価差額金	1,017
		評価・換算差額等合計	948
		純資産の部合計	27,234
資産の部合計	544,737	負債及び純資産の部合計	544,737

第99期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		8,069
資金運用収益	5,708	
貸出金利息	3,779	
有価証券利息配当金	1,833	
預け金利息	93	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	1,357	
受入為替手数料	200	
その他の役務収益	1,156	
その他業務収益	8	
外国為替売買益	8	
国債等債券売却益	0	
その他経常収益	995	
償却債権取立益	32	
株式等売却益	632	
その他の経常収益	330	
経常費用		6,856
資金調達費用	323	
預金利息	299	
コールマネー利息	23	
役務取引等費用	367	
支払為替手数料	21	
その他の役務費用	345	
その他業務費用	188	
国債等債券売却損	188	
営業経費	5,236	
その他経常費用	740	
貸倒引当金繰入額	594	
株式等売却損	2	
株式等償却	66	
その他の経常費用	76	
経常利益		1,212
特別利益		—
特別損失		3
固定資産処分損	2	
減損損失	1	
税引前当期純利益		1,209
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	△2	
法人税等合計		288
当期純利益		920

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	30,671	預金	502,052
有価証券	123,008	コールマネー及び売渡手形	10,100
貸出金	383,136	借入金	1,461
外国為替	676	その他負債	3,296
リース債権及びリース投資資産	4,269	賞与引当金	121
その他資産	1,105	退職給付に係る負債	454
有形固定資産	8,448	役員退職慰労引当金	4
建物	4,699	睡眠預金払戻損失引当金	7
土地	3,254	偶発損失引当金	89
リース資産	99	繰延税金負債	1
建設仮勘定	131	再評価に係る繰延税金負債	502
その他の有形固定資産	263	支払承諾	972
無形固定資産	345	負債の部合計	519,066
ソフトウェア	318	(純 資 産 の 部)	
リース資産	2	資本金	6,730
その他の無形固定資産	24	資本剰余金	6,244
退職給付に係る資産	858	利益剰余金	14,599
繰延税金資産	1,030	自己株式	△195
支払承諾見返	972	株主資本合計	27,379
貸倒引当金	△6,106	その他有価証券評価差額金	△56
		土地再評価差額金	1,017
		退職給付に係る調整累計額	106
		その他の包括利益累計額合計	1,067
		非支配株主持分	905
		純資産の部合計	29,352
資産の部合計	548,418	負債及び純資産の部合計	548,418

連結損益計算書 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		9,675
資金運用収益	5,698	
貸出金利息	3,769	
有価証券利息配当金	1,833	
預け金利息	93	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	1,383	
その他業務収益	1,597	
その他経常収益	995	
償却債権取立益	32	
その他の経常収益	962	
経常費用		8,384
資金調達費用	334	
預金利息	299	
コールマネー利息及び売渡手形利息	23	
借入金利息	11	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	357	
その他業務費用	1,634	
営業経費	5,338	
その他経常費用	718	
貸倒引当金繰入額	569	
その他の経常費用	148	
経常利益		1,291
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		1
固定資産処分損	0	
減損損失	1	
税金等調整前当期純利益		1,291
法人税、住民税及び事業税	306	
法人税等調整額	3	
法人税等合計		309
当期純利益		981
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		954

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 富 山 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 富 山 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 富山銀行 監査役会

常勤監査役 佐 原 和 生 ㊞

監 査 役 海 下 巧 ㊞

監 査 役 新 田 洋太郎 ㊞

(注) 監査役海下巧及び、新田洋太郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第99回定時株主総会会場ご案内図

会場

富山県高岡市下関町3番1号

富山銀行本店 2階BOTホール



交通のご案内

あいの風とやま鉄道「高岡駅」 古城公園口(北口) より徒歩 1 分

お車でお越しの株主さまは、市営高岡中央駐車場をご利用ください。
(市営高岡中央駐車場をご利用された際は無料駐車券をお渡ししますので、会場受付にてお申し出ください。)